

自治体等	段階	目的	概略の VFM 算定の考え方	出典
泉南市	コンサル タント等 に PFI 導 入可能性 調査を委 託する前 段階(第1 段階の評 価)	当該事業へ の PFI 導入 可能性調査 実施の必要 性について 検証するこ とを目的。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本シミュレーションは、『国土交通省所管事業を対象とした VFM (バリュー・フォー・マネー) 簡易シミュレーション 第 1 次検討確定版』(平成 15 年 12 月、国土交通省)に準拠して作成したものの。 ・ 正確な VFM を求める場合は、可能な限りリスクを定量化し、官民間でリスク調整を行った後に算出するが、PFI 導入検討段階ではリスクの具体化は難しいため「提供するサービスの質が同一」と仮定した上 VFM の算定を行う。 ・ VFM については、本シミュレーションは「提供するサービスを同一」と仮定した上で、PSC と PFI の LCC を比較するものとする。 ・ リスク分担については、本シミュレーションはリスク調整前の段階において行うものであることから、本事業に固有に発生し、VFM に影響を及ぼすような詳細なリスクについては考慮しない。 ・ 公共、PFI 事業者、金融機関の 3 者のメリットを反映する一般的な評価指標である「VFM」、「PIRR」、「EIRR」、「DSCR」については、本シミュレーションにおいては、個々の理想的な数値のバランスを求めることによって事業の実現可能性を探るものである。 ・ 本シミュレーションは、PFI 事業者の収益は公共からのサービス対価支払のみとする「サービス購入型」事業を想定している。また、事業の可否を多面的に捉えるため、BOT 方式と BTO 方式の両方向についてシミュレーションを行い、さらに両方式について 2 方向からの評価を行うものとする。 ・ 留意事項に、本シミュレーションにおける補助金等、事業の開業準備費と入札費用(イニシャルコスト)、スワップレート、割引率、感度分析の考え方が記されている。 	3)

自治体等	段階	目的	概略の VFM 算定の考え方	出典
福岡市	最適事業方式の調査・検討段階 (「PFI 等事業計画書 (OBC)」の策定段階)	最適事業方式を選定するための判断材料とする。とともに、公募の上限価格の基礎資料にする。 実施方針作成の基礎資料を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク調整値は、「7. リスクの定量化」に基づいて定量化し、PSC の算定に計上する。 ・ PFILCC の算定にあたっては、現実性のある算定値として精度を高めるため、民間事業者へのヒアリングや参考見積、類似事例などから推定したり、テクニカル・アドバイザーを活用して算定を行う。 ・ 同一水準の公共サービスの品質の確保を前提とする。 	4)
国土交通省	—	選定した検討事業が PFI として馴染むか否かの一次的な調査を行うこと、及び国土交通省所管事業を対象とした VFM に関する情報公開と意見募集を通じての官民対話の促進を図ることを目的。	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1次選定事業の算定作業を通じて構築した) サービス購入型のモデルを基本としつつ、料金収入を含む事業に関しても、簡易な検証が可能になるよう図っている。また、算定に関しては、独自の条件設定を行うことで、比較的簡易な手法を用いつつも、より詳細な算定への橋渡しとなるよう図っている。 ・ 仮に想定したリスク分担を基に、PSC 算定、PFI 事業の LCC 算定それぞれにおける各種費用、金利、リスク調整等の各要素について簡易な条件設定を加え、各々の事業につき事業期間にわたる収支計算を行った。 (PSC 算定、PFI 事業の LCC 算定に反映している要素と反映していない要素、その他基本的な設定条件 (共通事項) についての前提条件、主な考え方は、当該資料本文を参照のこと。) ・ PSC 算定において、公共が潜在的に負っていたリスクの定量化は行っていない。リスク調整は、モデルの簡易化の観点から計上してない。 ・ PFI 事業の LCC 算定において、リスクは、「保険料」と「民間借り入れの金利」の設定という2つの点で点数化を試みた。保険料としての数値化が 	5)

自治体等	段階	目的	概略の VFM 算定の考え方	出典
			困難なものについては、民間借り入れの金利に影響が及ぶという整理とした。具体的には、基準金利を 3.0%とし、事業の特性（総合リスク評価）に応じて、基準金利 3.0%に、+1.0%、+1.5%、+2.0%の3段階の設定とした。	

(出典) IV編資料集 3. 3 水道における PFI 事業の情報 「8 概略の VFM 算定の段階、目的、考え方（自治体等例）」参照

2. 10 総合的評価

PFI 導入可能性の評価は、「VFM がある」ことで十分とする場合があるが、所期の事業目的が達成される見通しがあることや、他の事業手法と比較しても PFI 事業による方が優位であるなど、他の定性的・定量的評価を加えて、総合的に評価し判断する。

【解説】

PFI による事業の実施に関して、法制度の制約や課題が無いことをあらためて確認する必要がある。その上で、VFM があるといった経済的効率性の確保ができてきているという定量的評価に、民間企業の参画意欲があり、民間の創意工夫の発揮やサービス水準の向上など、PFI を導入し事業化する際の所期の目的やその事業内容に即した効果などが得られているかなどの定性的な評価を加え、PFI 導入の総合的な評価を行うことが望ましい。

また、PFI 以外の手法との比較を行い、PFI 手法の優位性を確認することも大切である。

なお、定性的な事項等を加えて総合的に評価する場合、その評価基準を適正に設定する必要がある。

2. 11 スケジュールの検討

PFI 事業は、従来の手法よりも時間を要するため、「供用開始」までの概略スケジュールを立案し、以降の所要期間を把握しておく必要がある。

【解説】

検討はできるだけ早く進めることが望ましいが、事業によって、設計の事前に環境等の調査が必要な場合もあり、調査には相当期間を要するので、事業に係る法律等の整理の上、必要期間を考慮する。

また、水道事業認可変更の申請手続きや、議会の議決が必要になる場合は、

この時期も加味したスケジュールを検討することが必要である。

議会の議決に関する法令は、次のとおり。

- ・ 「地方公営企業法」（昭和二十七年八月一日法律第二百九十二号）第 40 条第 1 項により、「地方公営企業の業務に関する契約の締結及び財産の取得、管理及び処分については、条例又は議会の議決によることを要しない。」
- ・ 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令」（平成十一年九月二十二日政令第二百七十九号）の定めに該当する契約の種類、金額の場合、特定事業契約の締結については、議会の議決を必要としない。

図 2-4 に PFI 事業「供用開始」までの手続き及び所要期間のイメージ図を示す。

[水道における既存事例]

ホームページの公表情報に基づくと、水道における先進事例の「実施方針の公表」から「特定事業契約締結」までに要した期間は、図 2-5 のとおり、常用発電設備等整備事業において約 1 年、排水処理施設等整備等事業において約 1.5 年である。

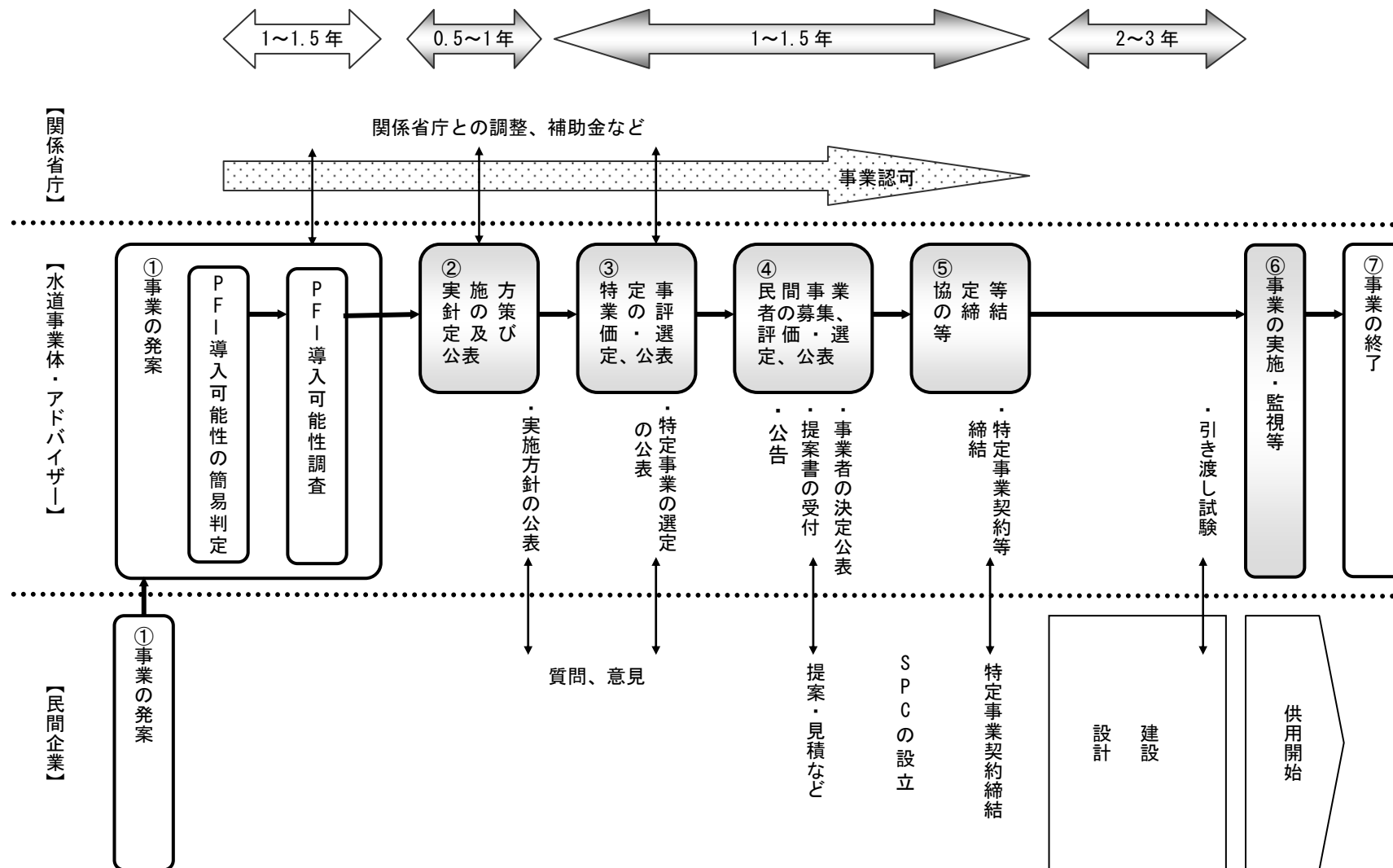


図 2-4 PFI 事業導入までの手続き及び所要期間のイメージ図

	・ 実施方針の公表	・ 特定事業の選定の公表	・ 公告	・ 提案書の受付	・ 事業者の決定	・ 特定事業契約締結	
朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業 ^{*ア}	H12.11.1	H13.1.18	H13.1.23	H13.5.8~ H13.5.10	H13.5.29	H13.10.18	約1年
寒川浄水場排水処理施設特定事業 ^{*イ}	H14.8.1	H14.11.22	H15.4.11	H15.7.25	H15.11.10	H15.12.26	約1年5ヶ月
大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業 ^{*ウ}	H15.10.20	H15.12.24	H16.3.26	H16.7.30	H16.11.2	H16.12.24	約1年2ヶ月
(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業 ^{*エ}	H15.10.30	H16.1.30	H16.7.6	H16.10.5	H16.12.14	H17.3.25	約1年5ヶ月
知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業 ^{*オ}	H16.11.29	H17.2.18	H17.4頃	H17.8頃	H17.10頃	H18.1~2頃	約1年2ヶ月

(平成17年3月末現在)

図 2-5 水道先進事例の「実施方針の公表」から「特定事業契約締結」までの実績所要期間

(出典) IV編資料集 3. 3 水道における PFI 事業の情報 「9 水道先進事例の「実施方針の公表」から「特定事業契約締結」までの実績所要期間」参照

IV. 資料集

1. PFI の基礎知識

1. 1 PFI とは

1.1.1 基本的事項（再掲）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（通称 PFI 法）（平成 13 年法律第 151 号）の目的は下記のとおりである。

第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む。）の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

従来の公共施設の整備における民間への委託では、「分割委託」、「仕様発注」、「単年度契約」が原則となっている。民間事業者には、事業プロセスの一部の作業のみを委託し、施設の所有権及び事業主体は公共側である。これに対し、PFI では、「包括委託」、「性能発注」、「複数年度契約」が原則となり、施設の所有権及び事業主体も民間事業者であることが多く、公共は民間から質の高い公共サービスを調達（購入）するという考えに基づくものである。

この公共サービスを調達する際、支払いに対して最も価値の高いサービスが供給されるかどうかを計るため、VFM（Value For Money）という考え方がある。同一の目的を有する 2 つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VFM がある」といい、残りの一方を他に対し「VFM がない」という。公共施設等の整備等に関する事業を PFI 事業として実施するかどうかについては、PFI 事業として実施することにより、当該事業が効率的かつ効果的に実施できることを基準としている。PFI 事業として実施することが、公共部門が自ら実施する場合に比べて VFM がある場合、効率的かつ効果的に実施できるという当該基準を満たす。したがって、PFI 事業としての実施を検討するにあたっては、VFM の有無を評価することが基本となる。

1.1.2 PFI 事業スキーム

PFI による事業実施は、発注者と受託者（SPC:特別目的会社）との契約を基本とし、金融機関等を含めて一般的に、次図のような事業スキームで行われる。

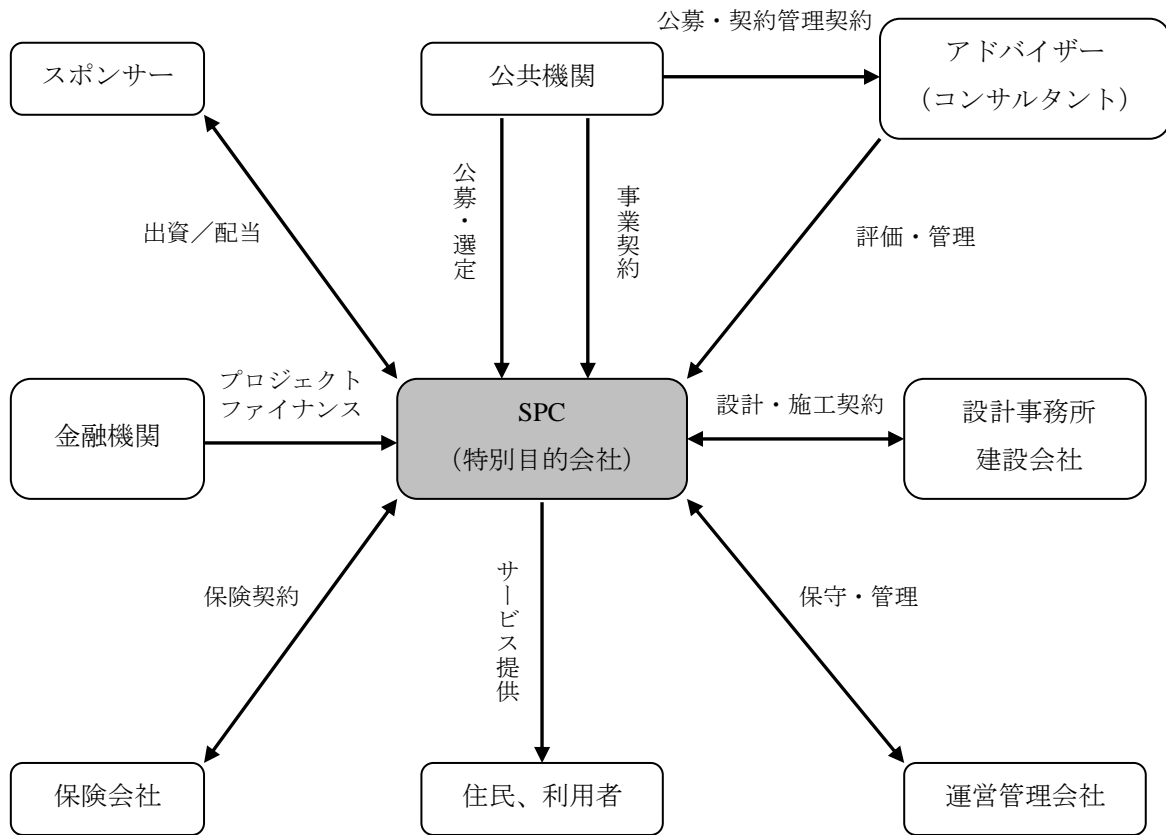


図 1-2 PFI の基本的事業スキーム

(出典)『完全網羅日本版 PFI 基礎からプロジェクト実現まで』2001年3月、
有岡正樹・大島邦彦・宮本和明・有村彰男・野田由美子・西野文雄、山海堂

1.1.3 事業類型

民間事業者（SPC）からの公共サービスの調達方式には、そのサービスの提供方式により、サービス購入（提供）型、ジョイントベンチャー型及び独立採算型に分類される。我が国における PFI 事業の事例では、サービス購入（提供）型が最も多い事業類型である。

表 1-1 PFI の事業類型

種類	サービス購入（提供）型	ジョイント・ベンチャー型	独立採算型
内容	民間事業者が利用者へサービスを提供し、その対価を公共機関から回収する。	公共機関と民間事業者の双方の資金を用いて施設の建設を行い、運営は民間事業者が主導する。	公共機関から事業許可を受けた民間事業者が施設の建設・運営を行う。民間がリスクを全面的に負い、事業コストについては利用料金等により回収する。
公共機関の関与	公共機関がサービス提供の対価としてサービス料を支払う	補助金等の付与を中心とした公的支援措置	公共の負担は基本的にはない
英国での事例	刑務所、病院、道路、スポーツ施設、情報システム等	再開発、鉄道等	有料橋等
モデル図	<pre> graph LR A[公共機関] -- "サービス料支払い" --> B[PFI事業者] B -- "サービス提供" --> C[利用者] </pre>	<pre> graph LR A[公共機関] -- "補助金等" --> B[PFI事業者] B -- "サービス提供" --> C[利用者] C -- "利用料金支払い" --> B </pre>	<pre> graph LR A[公共機関] -.-> "事業許可" B[PFI事業者] B -- "サービス提供" --> C[利用者] C -- "利用料金支払い" --> B </pre>

(出典) 『完全網羅日本版 PFI 基礎からプロジェクト実現まで』 2001 年 3 月、

有岡正樹・大島邦彦・宮本和明・有村彰男・野田由美子・西野文雄、山海堂

1.1.4 事業方式

PFI 事業の建設・所有形態による事業方式には、下表に示す方式があり、代表的なものは、BOO 方式、BOT 方式、BTO 方式である。

表 1-2 PFI 事業の建設・所有形態による分類

方 式	特 徴
BOO (Build Own Operate)	PFI 事業者が施設を建設し、そのまま保有し続け、事業を運営し、契約期間が終了した時点で施設を行政に譲渡せず、PFI 事業者が撤去する方式
BOT (Build Operate Transfer)	PFI 事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設し、契約期間にわたり運営・管理を行って、資金回収した後、行政にその施設を移管する方式
BOOT (Build Own Operate Transfer)	BOT と同義で、オーストラリアでは「ブーツ」と呼ばれ BOT の代わりに用いられることが多い
BTO (Build Transfer Operate)	PFI 事業者が施設を建設した後、施設の保有権を行政に移管した上で、PFI 事業者がその施設の運営を行う方式
BLO (Build Lease Operate)	PFI 事業者が建設した施設を行政が買い取り、PFI 事業者にその施設をリースし、PFI 事業者がその施設の運営を行う方式
BLT (Build Lease Transfer)	PFI 事業者が建設した施設を行政に一定期間リースし、予め定められたリース料で事業コストを回収した後、行政に施設の所有権を移管する方式
ROT (Rehabilitate Operate Transfer)	BOT での建設ではなく、既存の施設を補修し一定期間運営をした後、施設を移管する方式
DBFO (Design Build Finance Operate)	英国での PFI 方式の一形態で、設計、建設、資金調達および運営を一括して行い、サービスの提供度合いに応じて、利用者からではなく行政から料金を受け取る方式
DBO (Design Build Operate) *1	民間事業者に設計、建設、運営を一括して委ね、施設の所有、資金の調達については行政が行う方式

*1 DBO 方式は、PFI に準じた方式とされ原則的に異なる。

1. 2 内閣府ガイドライン

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)は、平成11年7月23日可決成立し、7月30日に公布された。その後、PFI法の基本理念に基づいて、特定事業の実施に関する事項について基本的な方針である「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(基本方針)が、平成12年3月13日に定められた。

さらに、PFI法及び基本方針に基づいて、PFI事業に対する理解やPFI事業に関わる関係者の便宜を図るため、内閣府は、民間資金等活用事業推進委員会を設置し、5つのガイドラインを作成した。国がPFI事業を実施する場合、PFI法及び基本方針に則った上で、これらのガイドラインに沿ってPFI事業を実施することが望ましいものと位置づけられている。

1.2.1 PFI事業実施プロセスに関するガイドライン

PFI事業の実施に関して、一連の手続きの流れと留意事項について示したものである。事業実施プロセスは、次の各ステップを踏むこととなっている。

特定事業の選定

- ステップ1. 事業の発案
- ステップ2. 実施方針の策定及び公表
- ステップ3. 特定事業の評価・選定、公表

民間事業者の募集及び選定等

- ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表
- ステップ5. 協定等の締結等

PFI事業の実施

- ステップ6. 事業の実施、監視等
- ステップ7. 事業の終了

上記の手続きを踏んで、PFI事業の検討を行い協定等の締結等(契約)に至るまでには、概ね2~4年を要する。そのため、補助金の交付手続きや事業認可の手続きが必要な場合などは、事業の契約に至るまでのスケジュールの設定やPFI事業の実施スケジュール(事業開始時期:施設の供用開始時期あるいはサービス調達の時期)について配慮が必要である。

なお、PFIの検討にあたっては、金融、法務、技術等の専門知識やノウハウを必要とするため、外部のコンサルタントまたは、アドバイザーを活用することも有効である。

1.2.2 PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン

PFI 事業では、行政と民間事業者との契約の中で、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を具体的かつ明確に規定する。

リスクとは、契約締結時点ではその影響を正確には想定できない、不確実性のある事由、たとえば、事故、需要の変動、天災、物価や金利の変動、測量・調査のミスによる計画・仕様の変更、工事遅延による工事費の増大、事業開始の遅れ、関係法令や税制の変更等により事業にとって損失が発生する可能性を言う。これらのリスクについて、できる限り明確にした上で、事業契約段階において公共側と事業者側において「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方で、取り決める必要がある。

リスクの分担方法としては、

- (イ) 公共施設等の管理者等あるいは選定事業者のいずれかが全てを負担
- (ロ) 双方が一定の分担割合で負担（段階的に分担割合を変えることがあり得る）
- (ハ) 一定額まで一方が負担し、当該一定額を超えた場合(イ)又は(ロ)の方法で分担
- (ニ) 一定額まで双方が一定の分担割合で負担し、当該一定額を超えた場合(イ)の方法で分担

といった方法がある。

リスク分担の検討にあたっては、リスクが選定事業ごとに異なるものであり、個々の選定事業に即してその内容を評価し検討すべきことが基本となる。一般的に考えられるリスクの要素については、次のとおりである。

①調査、設計に関わるリスク

設計等の完了の遅延、設計等費用の約定金額の超過、設計等の成果物の瑕疵等

②用地確保に関わるリスク

公共施設等の敷地、工事の施工上必要な用地の使用権

③建設に関わるリスク

工事の完成の遅延、工事金額の約定金額の超過、工事に関連して第三者に及ぼす影響、工事目的物の瑕疵

④維持管理・運営に関わるリスク

運営開始の遅延、維持管理・運営の中断、施設の損傷、維持管理・運営に関わる事故、技術革新、修繕部分等の瑕疵

⑤終了段階でのリスク

公共施設等の譲渡、一部又は全部を撤去しての原状復旧

⑥各段階に共通するリスク

不可抗力、物価・金利・為替レートの変動、税制の変更、施設等の設置基準、管理基準等関連法令の変更、許認可の取得等

1.2.3 VFM (Value For Money) に関するガイドライン

VFM (Value For Money) とは、一般に「支払いに対し、最も価値の高いサービスを供給する」という考え方である。同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VFMがある」といい、残りの一方を他に対し「VFMがない」という。

公共機関は、公共サービスを提供する期間にかかる費用の総額である LCC (Life Cycle Cost) を軽減することにより、より効率的な経営を行っていくことが求められている。図 1-3 に示すように、従来通り公共事業として実施する場合の LCC を「PSC」(Public Sector Comparator) といい、PFI 事業として実施する場合に、公共機関が負担する見込額を「PFI 事業の LCC」という。VFM の評価は PSC と PFI 事業の LCC との比較により行う。

VFM の評価は、特定事業の選定にあたって必ず行われなければならない。ただし、その時点において算定が可能である範囲において極力精度を確保するものとし、算定のために多大な労力をかけ過ぎることのないよう留意が必要である。特に、厳密的にリスクを定量化するには、データが不足していること等から困難であり、簡略化して計算することが適当である。

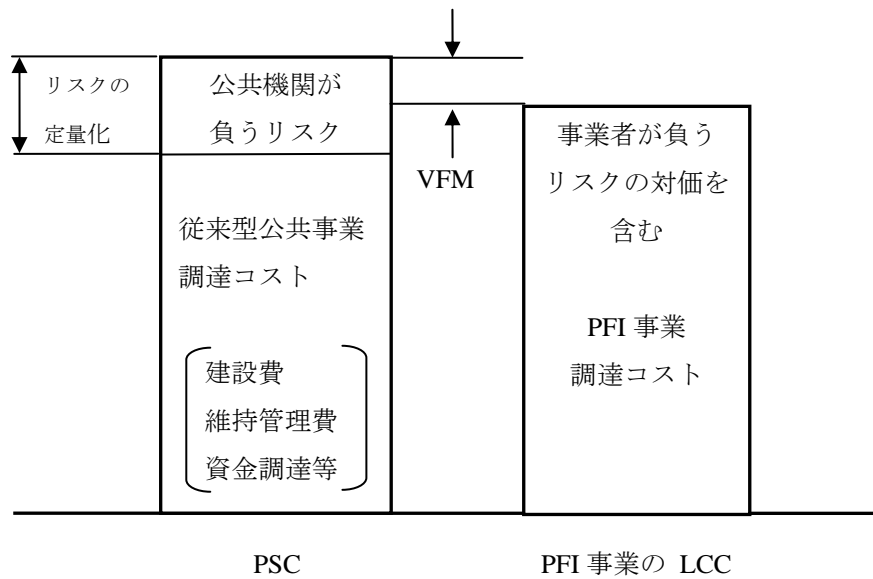


図 1-3 VFM の概念

1.2.4 契約に関するガイドライン

PFI 事業の実施等に関しては、従来型の工事や業務契約とは異なるだけでなく、様々な契約が必要となる。その契約のなかでも重要な契約は、PFI 事業契約と呼ぶものである。この PFI 事業契約は、従来型の公共工事の請負契約と比して、長期に亘ることが通例であり、また、選定事業者、コンソーシアム構成企業、受託・請負企業、及び融資金融機関など、関係者が多数に及ぶ。PFI 事業契約は、PFI 事業の中核をなす契約であり、PFI 事業契約の一方の当事者となる選定事業者のみならず、コンソーシアム構成企業、受託・請負企業及び融資金融機関等関係者にも直接的な影響を与えるものである。公共側は、PFI 事業にかかる契約関係の安定性を確保する観点から、これら関係者に与える影響にも配慮しつつ、継続的かつ安定的な公共サービスの提供等を実現する PFI 事業契約の規定について検討する必要がある。

PFI 事業の実施等に関する契約には、一般的に以下の契約がある。

①PFI事業契約

選定事業者は選定事業にかかる施設の設計、建設工事、維持管理及び運営の業務及びかかる資金調達を行うことにより、公共側の要求する水準の公共サービスを公共側に対し提供する義務を負い、公共側は選定事業者に対し提供される公共サービスの対価を支払う義務を負うことなどを規定する、公共側と選定事業者との間で結ばれる契約である。

②基本協定

選定事業に関し、コンソーシアムが落札者として決定されたことを確認し、公共側及び当該コンソーシアムの義務について必要な事項を定める公共側とコンソーシアムの構成企業との間で結ばれる契約である。

③直接協定

選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合などに、公共側によるPFI事業契約の解除権行使を融資金融機関等が一定期間留保することを求め、資金供給している融資金融機関等による、選定事業に対する一定の介入を可能とするための必要事項を規定した、公共側と融資金融機関等との間で直接結ばれる協定である。

④事業関連契約（業務委託契約、業務請負契約など）

選定事業者がPFI事業契約に従い施設の設計、建設、維持管理及び運営の業務を実施し、公共サービスを提供するため、これら業務を第三者たるコンソーシアム構成企業又は受託・請負企業に委託し、又は請け負わせるため、選定事業者とコンソーシアム構成企業又は受託・請負企業との間で結ばれる契約である。さらに、これら業務を委託された又は請け負ったコンソーシアム構成企業又は受託・請負企業がこれら業務をさらに下請企業に委託し、又は請け負わせる、受託・請負企業と下請企業との間で結ばれる契約である。

⑤融資契約

融資金融機関等が選定事業者に対して融資することに関する、融資金融機関等と選定事業者との間で締結される契約である。

⑥担保関連契約

融資金融機関等が選定事業にかかる資産及び権利について、担保権を取得することを目的とした契約である。

⑦債権者間契約

複数の融資金融機関等により融資機関団が組成される場合に、融資機関団の債権者としての権利行使等にあたっての意思決定方法、担保権の実行方法等、債権者間の基本的な権利義務関係を定める債権者間で結ばれる契約である。

⑧出資者支援契約

融資金融機関等と選定事業者の株主となる出資者（コンソーシアム構成企業）との間で、出資者による追加の資金拠出の義務（株式出資又は劣後貸付）、選定事業者に対する支援協力義務等について締結される契約である。

⑨株主間協定

選定事業者の株主（コンソーシアム構成企業その他出資者）間で、当該株式会社の運営や、選定事業の運営にかかる責任分担等についての基本的な合意事項を定める協定である。

1.2.5 モニタリングに関するガイドライン

モニタリングとは、選定事業者による公共サービスの履行に関し、契約等に
従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する
重要な手段であり、公共側の責任において、選定事業者により提供される公共
サービスの水準を監視（測定・評価）する行為をいう。

モニタリングは、施設的设计、建設、維持管理、運営と各々の段階において
行う必要があるが、当該ガイドラインでは、施設整備完了後、供用又はサービ
ス提供の開始された段階から事業終了までの間のモニタリングに関連する考え
方等が整理されている。

モニタリングに先立っては、公共側が提示する業務要求水準書や PFI 事業契
約書において、

- ① 選定事業者により提供される公共サービスの要求水準（内容と質）とその
評価基準
- ② 同要求水準が満たされていることの確認手法及び測定する実施体制の確立
- ③ その測定結果に基づくサービス対価支払の考え方
- ④ 同要求水準が満たされない（債務不履行）時の措置

について、具体的に規定しておくことが必要である。

これらに基づいて、

- ① 選定事業者が提供する公共サービスの履行状況の把握と履行状況を検証す
るためのデータやサンプルの収集
- ② 提供された公共サービスの水準が PFI 事業契約に規定された要求水準を満
たしていないことが確認された場合の速やかな改善措置の実施
- ③ 収集されたデータやサンプル、改善措置の実施状況等について、要求され
ている公共サービスの水準を満たしているかの測定及びその結果に基づく実
績評価等

のモニタリングを実施していくことになる。

1. 3 PFI のメリット、課題・デメリット

1.3.1 PFI のメリット

PFI により事業実施することのメリット（効果）には、PFI の性質から見て一般的に以下のようなものが考えられる。

①質の高い公共サービスの提供

PFI 事業では、利用者のニーズを把握し、満足度を高めるような民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用することができるため、より質の高い公共サービスの提供が可能となる。

②事業コストの削減

PFI 事業では、施設の設計から建設、維持管理及び運営の全部又は一部を一体的に民間事業者に委ねることに伴い、一括発注が行われること、また、その際、仕様発注方式ではなく性能発注方式がとられることにより、事業コストの削減が期待される。

また、事業を進めていく上では、需要の変動、物価や金利変動等の経済状況の変化、事故、計画の変更、天災等様々な予測できない事態により損失等が発生するおそれ（リスク）があり、PFI 事業では、これらのリスクを最もよく管理できる者がそのリスクを負担することを契約において明らかにし、事業全体のリスク管理を効率的に行うことにより VFM 極大化を図ることで、事業コスト削減を可能とする。

③財政支出の平準化

PFI 事業では、従来方式のような施設の建設年次における大きな財政支出は発生せず、財政支出は契約期間にわたって平準化された民間事業者へのサービスの対価として支払われることになるため、厳しい財政事情の中でも、必要な社会資本の整備等が可能となり、公共サービスの早期提供が可能となる。

④官民パートナーシップの形成

「民間で可能な分野はできるだけ民間に任せる」という考え方のもと、公共サービスの提供手段の選択肢を拡げ、それぞれに適した民間参加の方式をつくることにより、官民の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップが形成されていくことが期待される。

⑤説明責任（アカウンタビリティ）の確保と職員の意識改革の推進

事業は、事業の発案から終了まで、手続きの透明性が要求される仕組みとな

っている。具体的には、実施方針や特定事業の公表といった手続きを通じて、行政の説明責任が求められ、行政運営において透明性が確保される。

また、PFI 事業への取組みを通じて、従来の制度慣習にとらわれない考え方、コスト意識（事業期間全般にわたる長期のライフサイクルに関するコスト意識）、経営感覚の醸成等、職員の意識改革が図られる。

⑥民間の事業機会の創出

PFI 事業は、従来、行政が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらすこととなる。また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会を生み出すこととなる。

さらに、PFI 事業のための資金調達方法として、プロジェクトファイナンス等の新たな手法を取り入れることで、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンスマーケットの創設にもつながる。

このように、新規産業創出、経済構造改革推進の効果が期待される。

⑦技術革新

PFI 事業では、従来のような仕様発注ではなく、性能発注が原則であり、必要なサービス水準が満たされていれば、それを提供する上での手法（仕様）は問われない。

このため、民間事業者は、自らが得意な分野の技術などを最大限活用することが可能となり、その進展によっては、コストを削減するための新たな技術、手法の開発を促すといったことが期待できる。

⑧的確で客観的な事業性の判断

PFI 事業は、VFM の検証などの検討過程を通じて、事業性をよりの確に判断することができる。また、学識経験者などが参加する事業選定委員会や民間事業者などを通じて第三者の提案や意見を採り入れるシステムが含まれることから、より客観的な事業性の判断が可能となっている。

⑨行政運営の効率化

公共が自ら実施する方式と PFI 方式のどちらが効率的であるかを比較検討することで、最適な資源（予算・人員）配分を実現し、行政運営の効率化に寄与することが期待される。

1.3.2 PFI の課題・デメリット

PFI による事業実施の課題やデメリットには、PFI の性質から見て一般的に以下のようなものが考えられる。

①PFI 事業を導入するまでには、事前調査や PFI 導入可能性調査に始まり、3.2.1 の PFI 事業実施ガイドラインの節にも示したような実施方針の策定から民間事業者との契約までの手続きが煩雑であり、一般的に 2~4 年といった長時間を要する。

②事業に関する設計・建設から維持管理・運営、事業終了までの間、正確に想定できない様々な要因により事業にとっての損失が発生する可能性がある。こうしたリスクの民間事業者との分担が難しく、その契約事務が非常に複雑なものとなる。

③直営で事業実施する場合と異なり、PFI 事業では民間事業者が長期間実施するため、特に、民間事業者との契約等に関する法律面や、民間資金調達等に関する財政面についてアドバイザーへの委託事務が新たに生じる。

④事業によっては補助金が交付されないものがあり、交付されるとしてもほとんどの場合、分割交付が認められていない。

⑤PFI 導入可能性調査を実施し、導入可能性評価によって PFI 導入を断念した場合は、投入した公的資金が無駄になる。

⑥PFI 事業においては民間事業者が資金を調達し事業を推進するため、従来型の事業と比べ、事業開始時において公共部門の財政負担が少なくなることが考えられる。しかしながら、これは、公共部門の一時的な支出を長期間（例えば 25 年間）に繰り延べるものであるとも考えられ、従来方式に比べ、将来の財政を硬直化させる一因としても捉え得るものである。

⑦PFI の導入により、従来の事業方式と比較して、コストが上がる要因もある。例えば、「複雑な入札手続・契約」や「コンサルティングに係る費用」などが考えられる。PFI 導入にあたっては、地方自治体が負担する費用や労力なども考慮し、全体の枠組みの中で最適な選択を行う必要がある。

⑧PFI の事業主体となる民間事業者には、長期の事業期間にわたって、必要な資

金の調達能力とリスクを負う能力が求められることから、事業主体として選定される応募者は、一定のノウハウをもった企業に限定される可能性が高く、業界での経験、大規模事業の建設経験、資金調達等に関する専門知識が求められるようになる。したがって、参画する企業は必然的に大企業に限られてくることが想定されるが、一方で、地域経済の振興という視点からは、事業主体として参画できるような地元企業の層を広げていくことが課題となり、地域に密着した事業や地元企業の企画力等を生かせるような方策を検討する必要がある。

⑨PFI 事業に参入しようとする民間企業側においては、性能要求水準を満たすための技術的検討、リスク分担の検討や関連事業法及び契約等に関する法律的検討、資金調達に関する調整等の財政的検討、スポンサー企業や協力企業間との調整等について、多様な検討を行うため入札に係る費用が増大する。

1. 4 PFI 以外の民間活用手法

1.4.1 PFI に準じた方式（DBO 方式）

DBO 方式とは、自治体の資金調達により、施設の建設、維持管理及び運営を包括的に民間に委託する方式である。この場合、施設の所有権は自治体が保有するが、事業主体としては民間事業者となる。特徴として、①自治体の資金調達能力を活用すること、②民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用すること、③民間事業者が維持管理及び運営を実施すること、である。DBO 方式は、低金利の公債を一括して調達することが可能であり、これが長期的に事業経営を圧迫しない場合は、ライフサイクルコストの縮減効果が期待され、民間の経営能力及び技術的能力を最大限活かすことにより、PFI 方式と比較して VFM が得やすい事業方式と考えられている。

1.4.2 第三者委託

従来水道法では、法的責任を伴う第三者への業務委託を想定されていなかったことから、事業者自らの責任において水道技術管理者を設置し適正な管理を維持していかなければならず、水道管理における技術的業務のあり方に係る選択肢が必ずしも十分ではなかったことから、技術力の弱い事業体においては水道の管理の業務に支障が生じること等が懸念されていた。

このようなことから、平成 13 年に水道法が改正され、新しく第 24 条の 3 により、浄水場の運転管理や水質管理等の技術上の業務を、技術的に信頼できる第三者（他の水道事業者、民間企業等）に委託することが可能となった。この委託は、水道法上の責任を伴う委託であり、私法上の委託とは性格が異なるものである。なお、この委託を行う場合であっても、水道事業者の需要者に対する供給責任等水道事業者固有の責任は受託者側に移ることはない。また、国または都道府県による受託者の直接監督が可能となっている。